

## 地方の意見を尊重した衆議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年の国勢調査の結果に基づく衆議院の各小選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の改正案が11月16日に可決・成立し、11月26日に公布・施行された。その内容は、衆議院議員の定数を、高知県など5県で3から2に減じるとともに、いわゆる「1人別枠方式」を廃止するものである。

小選挙区制については、最高裁により、2009年の衆院選で最大2.30倍となった「1票の格差」が違憲状態と判断されたことから、現行制度の見直しが必要となったものであるが、緊急に格差を是正するための措置とはいえ、1人別枠方式を廃止し、単純な人口割りをを行うという小手先の改革と言わざるを得ない。これでは、過疎化が進行し課題が山積している地方の意見が、ますます国政に届きにくくなるだけでなく、都市偏重型の国政運営に傾くことで、地方の切り捨てが進むことが懸念される所であり、本県のように地方に位置し人口が減少している過疎後進県にとって到底容認できるものではない。

このため、今後行われる選挙制度の抜本的な改革の際には、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論していくべきであり、憲法改正も視野に入れ、1票の格差に過度に固執することなく地方の意見が国政に反映される選挙制度・定数配分・選挙区割りを構築すべきである。

また、今回の法改正に基づき行われることになる今次の衆議院議員の選挙区の見直しにおいては、本県などの区割りの見直しが行われることとなるが、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮することが必要であり、従来の区割り基準に固執することなく、都道府県知事や市町村長の意見を十分尊重し、地域の実情を反映した区割りとするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 武 石 利 彦

衆議院議長 }  
参議院議長 } 様